

件名：住民監査請求の監査結果の勧告に基づく措置状況の通知に係る事項の公表

## 監査委員事項

### 沖縄県監査委員公表第8号

住民監査請求の監査結果の勧告に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、知事から平成25年5月31日付けで通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年6月7日

沖縄県監査委員	知	念	建	次
沖縄県監査委員	押	鐘	博	子
沖縄県監査委員	新	垣	哲	司
沖縄県監査委員	渡	久	地	修

「沖縄県職員措置請求（その①について）（勧告）」に係る措置等について  
平成24年11月24日付け監第10062号により勧告のあったみだしのことについて、地方自治法第242条第9項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

#### 記

#### 1 監査委員からの勧告

地方自治法第242条第4項の規定に基づき、知事に対し、国庫補助金の返還に伴い、県が被った損害金の補てんのため、本件に関わった職員及び関係人を改めて調査の上、必要な措置を講ずることを勧告する。措置期限 平成25年5月31日

#### 2 勧告に係る措置等

知事に対し、上記の勧告が行われた後、住民監査請求人から、「勧告は、本来責任を取るべき知事ならびにI、K、またAJVらの責任を曖昧にした、不十分なものである。」として、平成24年12月20日に住民訴訟〔平成24年（行ウ）第30号 違法公金支出金返還等請求事件〕が提起されたところであり、このため、勧告に係る措置については、裁判所の判断を踏まえて対応したいと考えております。

#### 3 県の取り組み

本件に関係した職員については、これまで、識名トンネル工事の契約問題に係る第三者委員会、土木建築部及び総務部において事情聴取を行い、不適正事務処理等のあった職員については、懲戒処分等を行うとともに、退職者についても、減給処分相当額が、自主的に納付されたところです。また、本事案発覚後に設置した識名トンネル工事の契約問題に係る第三者委員会の報告や行政考査の結果等を踏まえて、コンプライアンス研修の実施等による職員の意識改革、土木建築部の内規等の見直しとその周知徹底、本庁の適正な関与のための体制の強化等の再発防止策に取り組んでいるところであり、このような問題を二度と発生させないように万全を期していく所存であります。